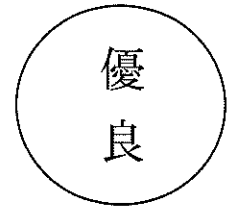


許可番号07921001593号

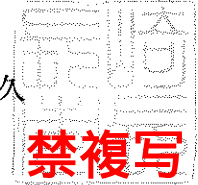
産業廃棄物処分業許可証

住所 長崎市上戸石町2077番地1
 氏名 有限会社 環境産業 取締役 石橋 雅彦



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

長崎市市長 田上 富久



許可の年月日 令和元年 8月 1日
 許可の有効年月日 令和 8年 7月31日

1. 事業の範囲
 事業の区分 産業廃棄物処分業 (中間処理)

処分の方法	廃棄物の種類
水処理	廃酸、廃アルカリ、汚泥 以上3種類
破砕 (移動式蛍光灯破砕機によるものを含む。)	金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (以上2種類については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、鋳さい (概ね100mm以上の固形状の鋳物砂型及びサンドブラスト廃砂に限る。)、がれき類 (これらのうち石綿含有産業廃棄物であるものを除く。) 以上9種類
切断	廃プラスチック類、木くず (これらのうち石綿含有産業廃棄物である物を除く。) 以上2種類

(これらのうち特別管理産業廃棄物である物を除く。)
 ただし、機械別に処理できる産業廃棄物の種類は別紙のとおり。

2. 事業の用に供するすべての施設
 別紙のとおり
3. 許可の条件
 廃棄物の処分 (中間処理) 時に大気汚染、水質汚濁、騒音及び悪臭等の公害が発生しないよう細心の注意を払うとともに公害関係法令を遵守すること。また、移動式蛍光灯破砕機について、稼働場所は排出事業所内に限る。
4. 許可の更新又は変更の状況
- | | | | |
|--------------|------|---------------|----------------|
| 平成 2年 6月 12日 | 新規許可 | 平成 6年 8月 1日 | 変更許可 |
| 平成 6年 12月 2日 | 変更許可 | 平成 11年 7月 21日 | 変更許可 |
| 平成 11年 8月 1日 | 更新許可 | 平成 16年 8月 1日 | 更新許可 |
| 平成 21年 8月 1日 | 更新許可 | 平成 22年 1月 5日 | 変更許可 (破砕の種類追加) |
| 平成 26年 8月 1日 | 更新許可 | 令和 元年 8月 1日 | 更新許可 (優良認定) |
5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

1. 機械別に処理できる産業廃棄物の種類

事業区分	施設の種類	廃棄物の種類
破 碎	破碎施設 (SSC-2-40120-22)	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい（概ね100mm以上の固形状の鋳物砂型及びサンドブラスト廃砂に限る。）、がれき類
破 碎	蛍光灯破碎施設 (野村興産製)	金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光灯に係わるもの限り、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類	設置場所	設置年月日	処理能力	許可年月日
				許可番号
水処理施設（定置式） （中和、凝集、沈殿、脱水）	長崎市上戸石町 2077番地1	昭和60年3月1日	10m ³ /日	—
破碎施設（定置式） （SSC-2-40120-22）	長崎市上戸石町 2077番地1	平成8年1月13日	4.92 t/日	—
破碎施設（移動式） （野村興産製）	市内排出事業所	平成11年4月1日	3000本/時	—
切断施設（定置式） （藤目鉄工所製）	長崎市上戸石町 2077番地1	平成5年8月30日	4 t/日	—

以下余白